

次回第3回 2007年10月10日(水)16時00分～
平成19年(行ウ)第2号 福井県男女共同参画審議会音声記録非公開処分取消請求事件
原告 上野千鶴子 他12名
被告 福井県

2007年10月10日

福井地方裁判所民事部合議2係御中

原告選定当事者 寺町知正
Tel/fax 0581-22-4989

原告準備書面(3)

10月9日付の被告準備書面(2)に関して述べる。

第1 同書面第1の録音機器について

被告の確認結果として、録音機器は職員が私費で購入したと補足された。疑問が払拭できるかに関係なく、本件訴訟においては、結局は、被告準備書面(1)の第3の1において、被告が述べる「・・もつとも、利用・保管の実態としては課の備品と同様に利用・保管されているものであり、録音機器が公費購入にかかるものではないことを本件音声記録の非公文書性の評価根拠事実として援用するわけではない。」という点に収束する。

第2 同書面第2の組織管理性要件について

1. 1について

被告は、前段で従前主張を述べ、中段において新たに北海道の情報公開審査会の答申例を書証として示して主張しているところ、当該北海道の条例は、「組織管理性」を明確に定めた(乙第7号証の2枚目(4)のアの4行目等)いわゆるCタイプの条例に関するものである(本件条例は「組織管理性」を明文規定していないBタイプである)。

また、被告は後段において「本件音声記録を含めた組織的に管理されていない個人的な多種多様な文書をすべて『公文書』として扱うことは、事務処理上も、保管スペース等の物理的な見地からも不可能あるいは著しく困難」と主張する。しかし、いったん情報公開制度を定めた以上は自治体の当然の責務であることを、被告のように文書の範囲の認定として狭く考えるかのような主張は、本件条例の制定趣旨に反する。

2. 2について

前段で録音記録の経緯等について述べ、従前同様に最高裁判決について述べ、後段で組織管理性を有しないと主張するが、原告が従前に反論したとおりである。

中段においては、組織管理性について述べ、新たに大阪府及び島根県の例を書証とともに主張するが、大阪府及び島根県の両条例とも「組織管理性」を明確に定めた(乙第8号証の1及び2のいずれも冒頭部分)いわゆるCタイプの条例に関するものである。

第3 まとめ

本件訴訟は、条例が規定する「管理」の意義を、本件条例の趣旨目的(第1条、3条)や規定から評価することが一つの争点である。とはいえ、被告の条例の規定や構造を前提にしない主張、たとえば当該条例がBタイプかCタイプ(訴状第10等)かもあまり頓着しない主張は、情報公開制度に関する最高裁判示における原則、つまり当該条例規定や構造を明確に整理・理解してから当該事案を判断するという原則から大きく逸脱しており、主張は噛み合いにくい。ともかく、従前述べたとおり、本件音声記録は本件条例第2条で規定する公文書に該当するから本件非公開処分は速やかに取り消されるべきである。 以上